

ご契約内容が、特定商取引法の対象となる場合、本書面の内容をよくお読みください。

インテリジェントホーム 特定商取引法に関する表記

販売事業者	株式会社ふれあいチャンネル 代表取締役社長 山本 治朗 〒730-0854 広島県広島市中区土橋町7番1号 電話番号(代表) 082-296-5550
対象商品 提供価格	対象商品と提供価格は、申込書に記載しております。
保証	設置工事の保証期間は工事が完了した日より1年間とします。
お支払い方法	申込書に記載した方法にて当社にお支払いください。なお、お支払いの開始はサービス開始日の翌月となります。クレジットカードの場合、各社によって請求日が異なりますのでご利用のクレジット会社より届く請求書をご確認ください。
提供時期	機器の設置工事が完了した日よりご利用いただけます。設置工事の日程については別途当社よりお知らせ致します。
クーリングオフ について	<ol style="list-style-type: none">1. 加入者は、「特定商取引に関する法律」(以下「特定商取引法」といいます。)に規定する訪問販売等により利用契約の申込みまたは締結をした場合には、特定商取引法に基づいて、契約書面を受領した日から起算して8日間は、書面により当該利用契約の申込みの撤回または解除(以下「クーリング・オフ」といいます。)を行うことができます。2. 加入者は、当社が特定商取引法の規定に違反してクーリング・オフを妨げるため、不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または当社が威迫したことにより困惑し、これらによって前項の期間を経過するまでにクーリング・オフを行わなかった場合には、改めてクーリング・オフができる旨を記載した書面を当社より受領した日から起算して8日間を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。3. 前各項のクーリング・オフは、加入者がクーリング・オフに係る書面を発したときにその効力を生じます。4. クーリング・オフがあった場合において、当社は、クーリング・オフに伴う損害賠償または違約金の支払を加入者に請求することはありません。5. クーリング・オフがあった場合において、既に機器一式の設置が完了しているときは、その設置に要する費用は当社が負担するものとします。6. クーリング・オフがあった場合において、既に料金等が加入者より支払われているときは、当社は速やかにその全額を返還するものとします。7. クーリング・オフがあった場合において、当該利用契約に伴い加入者の建物その他の工作物等の現状が変更されたときは、加入者は、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講じることを請求することができます。